

2014 年度（第 4 回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

A. 日時：2015 年2月13 日（金）15 時～17 時30分

B. 場所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 上谷宏二

委員 安達俊夫 有馬 賢 池永博威 井上勝夫 宇於崎勝也 大森文彦
柿崎正義 加藤信介 神田 孜 杉山義孝 仙田 満 田中淳夫
左 知子 榊田佳寛 松原忠策 山本康弘
九州支部設立準備会代表 河村博之

（敬称略）

D. 提出資料

- 資料3-1 運営委員会議事録（案）（11月20 日）
- 資料3-2 第16回建築関係訴訟委員会及び第22回同分科会開催
- 資料3-3 講習会「建築紛争から学ぶ設計実務」企画（案）
- 資料3-4 司法支援建築会議九州支部設置申請書、会議九州支部運営要領
- 資料3-5 司法支援建築会議行動規範について
- 資料3-6 2014年度事業報告、2015年度事業計画・予算案
- 資料3-7 全体会議・シンポジウム企画
- 資料3-7(1) 2015年度 名誉司法会員・功労者・感謝状贈呈者（案）
- 資料3-7(2) 模擬調停企画案（井上委員）

E. 確認事項

1. 前回議事録案（11月20日）の確認

事前送付のため確認を省略した。修正等があれば後ほど事務局にお寄せいただくことにした。

2. 報告事項

（1）第 16 回建築関係訴訟委員会及び第 22 回同分科会開催

事務局から、3 月 23 日に最高裁の会議室で開催する第 16 回建築関係訴訟委員会の議事内容（近時の建築関係訴訟に関する統計報告、及び司法支援建築会議への鑑定人、専門委員等の推薦依頼の実績、民事局の施策、司法支援建築会議の活動報告）の報告がなされた。

（2）部会報告

<調査研究部会>

検討課題「設計者の説明責任義務」

後藤調査研究部長欠席のため、事務局から部会で過去 1 年ほど検討してきた「設計者の説明責任義務」の成果をまとめている段階であるとの報告がなされた。

〈普及・交流部会〉

第7回建築紛争フォーラム（関東）の開催

安達普及・交流部会長から、2015年度の学会大会は2015年9月4日～6日の会期で東海大学湘南校舎にて開催されるが、建築紛争フォーラムは大会終了後の9月9日（水）の午後建築会館ホールで開催すること、テーマは「住宅の“防水”を巡る建築紛争の現状と課題」を予定しているとの報告がなされた。

〈修補工事費見積り検討小委員会〉

池永委員から、「修補工事費見積り方法の検討報告書案」の後藤委員と柿崎委員の査読に謝意が述べられ、現在査読結果にもとづき原案を修正中であるとの報告がなされた。

〈集合住宅の音環境に係る建築紛争と対策編集小委員会〉

井上委員から、刊行準備中の「集合住宅の音環境に係わる紛争と対策」の概要、ならびに進捗状況の説明があった。

〈紛争にならないための設計実務教科書編集小委員会〉

仙田委員から、刊行準備中の「紛争にならないための設計実務教科書」の進捗状況（2015年4月刊行）の説明、ならびに出版物をテキストに使った講習会「建築紛争から学ぶ設計実務」企画（5月12日開催）の説明がなされた。なお、書名については前回委員会で種々意見が出されたが、編集小委員会で検討の結果、「建築紛争から学ぶ設計実務—負けない設計者になるために」とすることにしたとの報告があった。

E. 審議事項

1. 九州支部設立

司法支援建築会議九州支部設立準備会の河村博之氏から、以下の説明があった。

- ① 前回（2014年11月20日）の当委員会で支部設立申請書、運営要領を説明申しあげ、検討の結果、支部設置を承認いただいた。
- ② その後司法支援建築会議支部事務局の所在地を学会九州支部に設置することについて、学会九州支部長から手続きに問題がある（支部役員会に諮っていない）との指摘があった。（私は口頭で支部長に伝えて了解を得たつもりであった）。

検討の結果、司法支援建築会議九州支部の設置は継続して検討することとし、2014年11月20日の運営委員会で決定した九州支部設置申請承認は取り消すことにした。

2. 司法支援建築会議行動規範（登録会員は原則私的鑑定人になることはできない）

仙田委員から、「登録会員は原則私的鑑定人になることはできない」は、当支援建築会議の設立時からの会員の行動規範とされており、2014年1月の運営規程改正時に盛り込まれた。しかし最近この行動規範を踏み外す会議会員が見受けられる。については会議会員に改めて「登録会員は原則私的鑑定人になることはできない」の行動規範を確認していただく必要があるのではないかと説明がなされた。

検討の結果、提案の文章の文言を一部修正して会議会員に送ることにした。

3. 2014年度事業報告、2015年度事業計画・予算案

事務局から、2014年度の主な事業成果・決算見込み、2015年度の事業計画・予算案について報告がなされ承認された。

4. 全体会議・シンポジウム企画

(1) 2015年名誉司法会員称号贈呈、功労者表彰者、感謝状贈呈者（案）

上谷委員長から、1月8日に開催された選考委員会において、2013年に名誉司法会員称号を贈呈された会議会員を除く、全会議会員を対象として司法支援建築会議における業績に基づき選考をした結果、名誉司法会員称号は6名の方に、功労者表彰状は9名の方に、感謝状は30名の方に贈呈することになったとの報告がなされた。検討の結果、承認することとし、名誉司法会員称号贈呈の6名（は理事会の承認を得ることにした）。

なお、「名誉司法会員称号授与要領」により、名誉司法会員候補者の方には本年3月末をもって運営委員会委員をご卒業（ご退任）いただくこととした（柿崎正義委員、田中淳夫委員、松原忠策委員、松本光平委員、山本康弘委員）。

(2) 全体会議シンポジウムテーマ

事務局から、11月20日の運営委員会で表記シンポジウムの企画案として「模擬調停」のテーマで開催することになったとの説明があった。その後、提案者である柿崎委員からテーマとして「遮音の紛争」と「契約の紛争」を取りあげることになり、「遮音の紛争」は井上委員に依頼して企画案を作成いただいたが、「契約の紛争」についてはどなたに企画案の作成を依頼すべきか人選が難しいとの説明がなされた。

引き続き井上委員から、テーマの一つとして「集合住宅の居室の防音ルームへの改修工事に伴う損害賠償請求事件」に関して以下の説明がなされた。

- ・1テーマ1時間ほどを予定しているが、模擬調停を短時間で実演するのはたいへん難しい。シンポジウム形式にならざるを得ない（原告・被告の立場から幾つか問題点を出してもらい議論する。結論はでない）。

（意見）

- ・聴衆を二つに分けて議論すると喧嘩になる。やめた方がよい。シンポジウム形式とは両立しない。
- ・裁判官役がかなりうまくとり仕切らないとまとまらない。

検討の結果、引き続き検討いただくこととし、模擬調停のもう一つのテーマ「契約の紛争」企画案の作成を後藤委員に依頼することにした。

次回：2015年6月12日（金）15時～17時

以上